

契約事務取扱規則

08—一般—00473	平成20年9月1日
改正08—一般—00515	平成20年10月1日
改正09—一般—00245	平成21年6月15日
改正09—一般—00262	平成21年6月16日
改正10—一般—00212	平成22年4月1日
改正11—一般—00220	平成23年7月1日
改正13—一般—00283	平成25年8月1日
改正14—一般—00069	平成26年2月20日
改正15—一般—00180	平成27年4月23日

目次

第1章 総則（第1条—第8条）
第2章 一般競争契約（第9条—第33条）
第3章 指名競争契約（第34条—第38条）
第4章 随意契約（第39条—第45条）
第5章 契約の締結（第46条—第51条）
第6章 契約の公表（第52条）
第7章 契約の履行（第53条—第56条）
第8章 雑則（第57条—第58条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における、工事若しくは製造の請負、物品等の取得若しくは賃借又は役務契約により、財又は

役務の提供を受けること（以下、「調達」という。）、物品等の売払い又は貸付け、及びその契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もってその契約に関する事務の適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 日本貿易保険が締結する売買、貸借、請負その他の契約に類する全ての行為に関する事務取扱については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

ただし、人事に関連するもの並びに業務方法書第4条、第9条、第10条及び第11条の契約は除く。

2 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、本規則にかかわらず、政府調達事務規則（01—一般—00021）の定めるところによる。

（契約事務の委任）

第3条 理事長は、契約担当役として契約に関する事務を総括し管理する。

2 理事長は、契約担当責任者として総務部長に契約に関する事務を委任することができる。

3 理事長は、予定価格が百万円を超えない場合については、日本貿易保険の本店各部又は支店の長に、第1項に規定する事務の一部を委任することができる。

4 理事長は、必要があるときは、日本貿易保険の職員に、第1項に規定する事務の一部を委任することができる。

（契約の承認）

第4条 契約の締結を求める者（以下、「契約請求者」という。）は、契約に必要な書類を作成し、調達・管理グループ長（大阪支店にあっては大阪支店長）及び総務部長の承認を得なければならない。

2 調達・管理グループ長は、契約請求者ととも契約締結に関する事務の管理を行う。ただし、貿易保険情報システム及びローカルエリアネットワークの調達、運用、保守及び管理に関連する契約については、システム企画グループ長が行う。

（秘密の保持）

第5条 前2条に規定する契約に携わる者は、業務上の機密が他に漏れないよう常に留意しなければならない。

（契約の方法）

第6条 契約担当役は、第2条に規定する契約を締結する場合においては、公告して申込

みをさせることにより一般競争に付し、入札の方法をもってこれを行わなければならない。ただし、別に定める場合においては、指名競争または随意契約の方法によることができる。

(契約書の作成)

第7条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、第46条各号に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、第48条に定める契約については契約書を省略し、又はこれに代わる書類を持って契約に代えることができる。

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

(契約審査委員会)

第8条 契約担当役は、必要のあるときは、契約に関する重要事項を審査するため契約審査委員会を置くことができる。

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第9条 契約担当役は、一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第10条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後二年間、一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第11条 契約担当役は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 契約担当役は、必要に応じ、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 契約担当役は、第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第2項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。
- 5 第1項に定める資格については、国の競争参加資格を有する者は、その資格をもって代えることができる。

(契約担当役が定める一般競争参加者の資格)

第12条 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、契約担当役の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(入札の公告)

第13条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、次の各号に掲げる事項について入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に掲示、その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日前までに短縮することができる。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 第17条第1項の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項
- 六 その他必要な事項

(入札の無効)

第14条 契約担当役は、前条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札の説明)

第15条 契約担当役は、必要に応じ、一般競争に参加する者に対し、説明会を開催するものとする。

(技術審査)

第16条 契約担当役は、技術審査が必要な場合は、開札前に一般競争に参加しようとする者に技術審査に必要な資料を提出させるとともに、開札前に技術審査委員会により技術審査を行うものとする。技術審査委員会の実施要領は別に定める。

(入札保証金)

第17条 契約担当役は、第6条の規定により一般競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者に、その者の見積る契約金額の百分の五以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に日本貿易保険を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
 - 二 第11条第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の入札保証金の納付は、确实と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金に代わる担保)

第18条 前条第2項の規定により契約担当役が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- 一 政府の保証のある債券
- 二 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- 三 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- 四 その他确实と認められる担保

(予定価格の作成)

第19条 契約担当役は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面を内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第20条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第21条 契約担当役は、公告に示した一般競争の執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(再度入札)

第22条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(同価入札)

第23条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(落札の方式及び契約の相手方の決定方法)

第24条 契約担当役は、一般競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、日本貿易保険の支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規程にかかわらず、価格及びその他の条件が日本貿易保険にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（最低価格入札者を落札者とししない契約）

第25条 前条第1項ただし書に規定する日本貿易保険の支払の原因となる契約は、予定価格が一千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続）

第26条 契約担当役は、第24条第1項 ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第27条 契約担当役は、第25条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについては調査しなければならない。

2 契約担当役は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第28条 契約審査委員は、前条第2項の規定により、契約担当役から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

第29条 契約担当役は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下、「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当役は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手續)

第30条 契約担当役は、第25条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契
約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるお
それがある著しく不適當であると認めるときは、次順位者を落札者とするものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第31条 契約担当役は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない
場合において、さらに入札に付そうとするときは、第13条の公告の期間を五日までに
短縮することができる。

(せり売り)

第32条 契約担当役は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本章の
規定に準じ、せり売りに付すことができる。

(入札保証金の帰属)

第33条 第17条の規定により納付された入札保証金(その納付に代えて提供された担
保を含む。)のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、日
本貿易保険に帰属するものとする。

(入札談合情報対応)

第33条の2 入札談合の情報(以下、「談合情報」という)が寄せられた場合には、契約
に係る入札の適正性を確保するため、次項以下によるものとする。

- 2 談合情報に接した職員は、直ちに調達・管理グループ長又は同グループ員(以下「調
達・管理グループ長等」という。)に通報するものとし、調達・管理グループ長等は、情
報内容を取りまとめ、直ちに契約担当役に報告するものとする。
- 3 契約担当役は、調達・管理グループ長等に対し、状況に応じて、調査の実施、公正取
引委員会への通報その他必要な措置を取るべきことを指示するものとする。
- 4 契約担当役は、調査の結果及び通報に対する公正取引委員会の応答等を踏まえ、必要
があるとき、入札手續の延期又は停止、契約の解除等入札の適正性を確保す
るための措置をとることを決定するものとする。
- 5 契約担当役は、本条第3項の指示又は本条第4項の決定に関し、必要に応じて、事前
にコーポレートガバナンス委員会に審議を求めるものとする。なお、契約担当役は、指
示又は決定を行った場合は、同委員会に報告するものとする。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第34条 第6条ただし書きの規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
- 七 契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第35条 契約担当役は、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。ただし、第11条第1項に定める資格を準用することができる。

(指名基準)

第36条 契約担当役は、必要な場合、前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

(競争参加者の指名)

第37条 契約担当役は、指名競争に付するときは、第35条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく十人以上指名しなければならない。

2 契約担当役は、前項により競争参加者を指名し競争に付するときは、第13条第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を、その指名した者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第38条 第9条、第10条、第14条から第30条まで及び第33条の規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第39条 第6条ただし書きの規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが不利と認められるとき。
- 四 日本貿易保険の行為を秘密にする必要があるとき。
- 五 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 六 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 七 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 八 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 九 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 十 工事又は製造の請負、財産の取得及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 十一 運送又は保管をさせるとき。
- 十二 外国で契約をするとき。
- 十三 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためにこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十四 国又は地方公共団体との間で契約をするとき。
- 十五 契約の相手方が約款等の規程により明確に特定されるとき。
- 十六 障害者就労施設等から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は障害者就労施設等から役務の提供を受けるとき。

(随意契約の特例)

第40条 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 2 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第41条 前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(随意契約による場合の予定価格)

第42条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第20条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の設定を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- 二 予定価格が百万円を超えないとき。

(見積書の徴収)

第43条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

(見積書の省略)

第44条 前条の規定にかかわらず、見積書の徴収を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関との間で契約するとき。
- 二 価格が統一され又は固定されている場合であって、見積書を徴収する必要がないと認められるとき。
- 三 消耗品を買い入れるとき。
- 四 予定価格が二十万円を超えないとき。

(随意契約の技術審査)

第45条 契約担当役は、技術審査が必要な場合は、見積り合わせ前に見積りに参加させようとする者に技術審査に必要な資料を提出させ、見積り合わせの前に技術審査委員会により技術審査を行うものとする。技術審査委員会の実施要領は別に定める。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第46条 第7条の規定により契約担当役が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所

- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 談合等の不正行為による契約の解除、違約金、損害金及び遅延利息
- 六 危険負担
- 七 かし担保責任
- 八 契約に関する紛争の解決方法
- 九 その他必要な事項

(再委託の制限)

第47条 契約担当役は、予定価格が100万円を超えないものを除き、契約の相手方に委託する業務の全部を一括して再委託させてはならない。

2 契約担当役は、契約の相手方が委託する業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ次に掲げる事項について書面で提出させ、承認した場合において契約を締結することができる。契約後に再委託の相手方の変更等を行う場合も同様の承認を必要とする。

- 一 再委託の相手方の住所及び氏名
- 二 再委託を行う業務の範囲
- 三 再委託の必要理由
- 四 再委託の契約金額

(契約書の作成を省略することができる場合)

第48条 第7条第1項ただし書きに規定する契約書を省略し、又はこれに代わる書類を持って契約に代えることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第11条第1項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で契約価格が百万円を超えないものとするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- 四 第一号の規定するもの以外の随意契約について契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金及び納付の免除)

第49条 契約担当役は、日本貿易保険と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第17条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

3 契約担当役は、第11条第1項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと

認められるときには、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(契約保証金に代わる担保)

第50条 第17条第2項の規定は、契約担当役が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合について、これを準用する。

(契約保証金の帰属)

第51条 第49条第1項の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、日本貿易保険に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(複数年契約)

第52条 経費節減、役務契約におけるサービスの質の向上、契約事務の合理化等を図ることを勘案して、複数年にわたる契約をすることができる契約は次のとおりとする。

- 一 別紙に定める契約
- 二 契約担当役が必要と認める契約

第6章 契約の公表

(契約の公表)

第53条 契約担当役は、日本貿易保険の支出の原因となる契約を締結したときは、当該契約の種類に応じ、次の各号に定める契約について公表するものとし、その取扱いは契約の管理及び公表に関する細則に定める。

- 一 一般競争及び指名競争による契約
- 二 本規則39条第五号から第七号まで及び第十号の規定に該当しない契約

第7章 契約の履行

(監督の方法)

第54条 工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため、必要に応じ、契約担当役が、自ら又は契約事務に関係する者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって監督（以下、「監督」という。）を行なうものとする。

(検査の方法)

第55条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）は、契約担当役が、自ら又は契約事務に関係する者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

（監督又は検査の一部省略）

第56条 前2条の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、第54条の監督又は第55条の検査の一部を省略することができる。

2 前項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち買入れに係る単価が二十万円に満たない物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

（検査調書の作成）

第57条 契約担当役又は契約担当役から検査を命ぜられた契約事務に関係する者は、検査を完了した場合には、検査調書を作成しなければならない。

第8章 雑則

（国又は地方公共団体等を契約の相手方とする場合の特例）

第58条 契約担当役は国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及びその他の法人を契約の相手方にする場合であつて、相手方の規定によらなければ契約しがたいときは、第2章及び第5章の規定にかかわらず特別の取り決めをすることができる。

（細則等）

第59条 第7条但書により契約書を省略する場合の契約の手続き及び支払請求に関する手続きについては、簡易契約及び支払請求に関する取扱規則に定める。

附則（０７－一般－９０００８・全部改正）

- １．この規則は、平成２０年９月１日から実施する。
- ２．調達規則（０７－一般－９０００８）は廃止する。

附則

この規則は、平成２０年１０月１日から実施する。

附則

この規則は、平成２１年６月１５日から実施する。

附則

この規則は、平成２１年６月１６日から実施する。

附則

この規則は、平成２２年４月１日から実施する。

附則

この規則は、平成２３年７月１日から実施する。

附則

この規則は、平成２５年８月１日から実施する。

附則

この規則は、平成２６年２月２０日から実施する。

附則

この規則は、平成２７年４月２３日から実施する。

(別紙)

案件名	上限年数
年度報告書制作等業務	3年
公用車リース	3年
ホームページ作成更新等業務	3年
電話通信サービス	3年
環境社会配慮確認に係る支援等業務	3年
人事給与システム運用支援業務	5年
海外商社に関する信用調査	5年
主要開発途上国/地域に係る情報提供サービス	5年
カントリーリスクに係る情報提供サービス	5年
健康診断業務	5年
自動車運行管理業務	5年
不動産賃貸契約	5年(注)

(注) 契約期間と同じ期間で更新することができることとする。